

年金制度改革に関する政府・与党協議会（平成 15 年 12 月 17 日）で了承された  
平成 16 年年金制度改革の主要事項

公的年金制度を将来にわたり持続可能で安定的なものとし、国民の老後生活の支えとしてふさわしい役割を担うことができるよう、平成 16 年年金制度改革を断行するものとし、その基本となる国庫負担とその財源措置、給付水準及び保険料負担水準等について以下のとおりとする。

## 1. 基礎年金の国庫負担

(1) 基礎年金の国庫負担割合については、国民年金法等の本則において 2 分の 1 と規定し、平成 21 年度までに適用する。

これは、平成 19 年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障全般の改革の動向等を勘案し、所要の安定財源を確保する税制の抜本改革を行った上で施行する。

(2) 当該国庫負担割合の引上げは、当面、平成 16 年度税制改正における年金課税の見直しによる増収分（交付税控除後の国分）を財源とし、平成 16 年度から着手する。

このため、国庫は、平成 16 年度は 3 分の 1 に当該初年度の増収分を加えた額、平成 17 年度以降は 3 分の 1 に当該増収分（平年度分）を加えた一定率を負担する。

さらに、平成 17 年度及び 18 年度において、国庫負担の割合を適切な水準にまで引き上げるものとする。

(3) 上記の基礎年金の国庫負担等の財源を確保するための税制上の措置については、与党税制協議会の決定（平成 15 年 12 月 17 日）による。

## 2 . 給付水準

保険料水準固定方式の導入により調整される将来の給付水準(厚生年金受給モデル世帯)については、少なくとも現役世代の平均的収入の50%以上を確保する。その旨を法律上明記する。

## 3 . 保険料水準

以上を踏まえ、厚生年金の保険料の当面の上限を18.35%(本人9.175%)とする。さらに、来年の年金改正法案提出までに、70歳以上で給与を受けている者への在職老齢年金制度の適用などについて検討し、その上限を一層抑制すべく最大限努力する。

なお、厚生年金の保険料は、平成16年10月から毎年0.354%(本人0.177%)ずつ引き上げる。

## 平成16年年金制度改革について(合意)

平成15年12月16日  
与党年金制度改革協議会

- 1、公的年金制度を将来にわたり持続可能で安定的なものとし、国民の老後生活の支えとしてふさわしい役割を担うことができるよう、平成16年年金制度改革を断行する。
- 2、平成12年年金改正法附則に明記された基礎年金の国庫負担割合の引上げについては、絶対に先送りすることなくあらゆる手立てを講じて平成21年度までに2分の1とすることとし、平成16年度から着手する。  
さらに、平成17年度及び18年度において、国庫負担の割合を適切な水準にまで引き上げる。
- 3、国民の公的年金制度に対する安心と信頼を得るため、保険料水準固定方式の導入により調整される将来の給付水準(厚生年金受給モデル世帯)について少なくとも現役世代の平均的収入の50%以上を確保する。その旨を法律上明記する。
- 4、以上を踏まえ、厚生年金の保険料の上限を18.35%(本人9.175%)とする。さらに、来年の年金改正法案提出までに、70歳以上で給与を受けている者への在職老齢年金制度の適用などについて検討し、その上限を一層抑制すべく最大限努力する。  
なお、厚生年金の保険料は、平成16年10月から毎年0.354%(本人0.177%)ずつ引き上げる。
- 5、政府においては、以上の点を十分に踏まえて年金改革に取り組むべきである。特に、平成21年度までに基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げることについては、不退転の決意で断固実現を図るべきである。
- 6、さらに、年金資金の運用に当たっては、年金の信頼性と安心感をより確固たるものにすべく、政府においては、無駄のない効率的な運用を図るべきである。  
同様の趣旨から、政府においては、第一号被保険者の保険料未納問題を一刻も早く解決すべきである。

## (参考資料 2)

### 平成 16 年度税制改正大綱 (抜粋) (平成 15 年 12 月 17 日自由民主党・公明党)

#### 第一 持続可能な社会保障制度と地方分権の推進を支える税制の確立を目指して

今、わが国は、構造改革を着実に進め、活力ある経済社会を実現していくため、多くの基本的な課題に取り組まなければならない。

第一は、少子高齢化社会における年金、医療、介護等を抜本的に再構築し、持続可能で国民が信頼できる社会保障制度を確立していく必要がある。特に年金制度については、平成 21 年度までに基礎年金の国庫負担割合を段階的に 2 分の 1 に引き上げるための安定した税財源を確保する。

その際、税と社会保険料負担を合わせた国民負担の水準を抑制し、将来にわたってわが国経済社会の活力を維持するようにつとめる。

第二は、「国から地方へ」の考え方に立ち、地方の自立と地域経済の発展を目指して、真の地方分権を推進し、地方自治の確立を図っていく必要がある。特に、平成 18 年度までに、約 4 兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減等を行うとともに、地方交付税の見直しと地方への税源移譲を行う「三位一体改革」を進めることが求められている。

その際、地方行革を徹底して進め、地方財政の健全化を図っていくことが重要である。

こうした諸課題を解決するため、むこう数年間のうちに、次のような税制の抜本改革に取り組むこととする。

- 1 平成 16 年度税制改正において年金課税の適正化を行う。この改正により確保される財源は、平成 16 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合の引上げに充てるものとする。
- 2 平成 17 年度及び平成 18 年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税（定率減税）の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成 17 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。
- 3 国と地方のいわゆる三位一体改革の一環として、平成 18 年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとする。この本格的な税源移譲を実現するまでの間の暫定的措置として、平成 16 年度税制改正において所得譲与税を創設し、所得税の一部を税源移譲する。
- 4 平成 19 年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。